

令和8年度山口県本庁舎中央エレベーター内広告掲出募集要項

山口県では、県資産等を広告媒体として提供することにより、県の財源を確保し、もって県民サービスの向上と地域経済の活性化を図ることを目的として、広告事業を行っています。つきましては、山口県本庁舎中央エレベーター内に掲出する広告を次のとおり募集します。

1 広告関係規程

広告の掲出は、「山口県広告取扱要綱」、「山口県広告掲載基準」、「山口県本庁舎中央エレベーター内広告掲出実施要領」に基づいて行います。

2 広告の掲出場所及び規格

| 名称・所在地 | 掲出箇所 | 規 格 | 位 置 |
|---------------------|-----------------|-------------------------|--------------------|
| 山口県本庁舎 山口市滝町1番1号 | 中央エレベーター 内壁面 | B2版縦 (縦728mm×横515mm) | 県が設置した広告 掲出用の額内 |

3 本庁舎の開庁日、時間

- 月曜日～金曜日 8時30分～17時15分
(土曜日、日曜日、祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)は閉庁日)
- 利用者数 職員：約2,500人(テナント含む)
来客者数：約1,500人(1日当たり)

4 広告の募集枠数

22枠(第1～3・6～8号機は3枠、第4・第5号機は2枠)
※複数枠の応募も可能です。

5 募集広告の掲出対象期間(申込み期間)

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとします。
※広告内容は、1箇月単位で変更可能です。

6 広告料の募集最低価格(1枠あたり)

- (1) 1箇月当たりの募集最低価格を8,000円とします。
(2) 広告の申込み期間は、3箇月以上とし、月単位でお申し込みください。

例1 掲出期間 3箇月での申込み額：24,000円以上例2 掲出期間 12箇月での申込み額：96,000円以上

※別に行政財産使用料(月額500円程度/枠)が必要となります。
広告料及び行政財産使用料には、消費税及び地方消費税を含みます。

7 広告掲出の要件

- 山口県広告掲載基準第3条に該当する業種又は事業者の広告は掲出できません。
- 山口県広告掲載基準第4条及び第5条に該当する内容の広告は掲出できません。
詳しくは、「山口県広告取扱要綱」及び「山口県広告掲載基準」を参照してください。
- 県税の滞納がある事業者の広告は掲出できません。(必要に応じて納税証明書の提出をお願いすることがあります。なお、納税証明書については、最寄りの県税事務所又はやまぐち電子申請サービスで取得してください。)

8 応募方法等

(1) 募集期間

令和8年1月29日（木）から令和8年2月12日（木）午後5時まで

(2) 応募方法

「山口県本庁舎中央エレベーター内広告掲載申込書」（様式第1号）に必要事項を記入し、必要書類を添付したうえで、山口県総務部管財課へ郵送等により提出してください。（募集期間内必着）

※募集期間終了後に空きがある場合は、随時募集となります。

9 広告掲出者の決定方法

(1) 県の定めた基準（11 広告掲出の要件）により、山口県本庁舎エレベーター内への広告の掲出が適当であると認めた者のうち、広告掲出申込み期間の長短に関わらず、広告掲載申込書に記載されている広告掲出の申込み額が高い順に、広告掲出者に決定します。

(2) 申込額が同額の場合、くじにより広告掲出者を決定します。

(3) 広告掲出者を決定したときは、各申込者に掲出又は不掲出の旨を文書により通知します。

※広告掲出箇所の選択順については、申込み額が高い方を優先します。

※広告掲出者については、商号又は名称及び契約金額を公表することもあります。

10 広告の提出及び審査

広告掲出者に決定された場合は、県が指定する日までに、「山口県本庁舎中央エレベーター内広告掲出承認願」（様式第4号）及び紙媒体の広告原稿を山口県総務部管財課へ郵送又は持参してください。（その他、審査に必要な資料があれば提出をお願いする場合があります。）

提出していただいた広告内容等について事前に審査を行い、審査後、掲出の可否について結果をお知らせします。

※別途、行政財産使用許可申請書の提出が必要です。詳細は、山口県総務部管財課へお問い合わせください。

11 広告料等の納入

県が指定する日までに、広告料及び行政財産使用料を納入してください。

12 お問い合わせ先（提出先）

〒753-8501

山口県山口市滝町1番1号

山口県総務部管財課庁舎管理班

TEL：083-933-2210

FAX：083-933-2269

E-mail：a10600@pref.yamaguchi.lg.jp